



報道関係者各位

令和元年 7月 17日

【照会先】

新潟労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 上田 克郎

室長 補佐

小林 康夫

TEL: 025-288-3511

株式会社 北越銀行が 「プラチナくるみん認定」及び「えるぼし三つ星認定」を取得！！

～2つの認定取得（最高位）は北信越の金融機関で2社目！！～

～専務取締役が交付式に出席～

新潟労働局では、この度、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）企業及び女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）企業（3段階目※）として、株式会社 北越銀行（本社：長岡市 取締役頭取 佐藤 勝弥 氏）を認定いたしました。

プラチナくるみん認定とえるぼし認定（3段階目）の二つの認定を受けた企業は県内では2社目、また、北信越の金融機関で2社目となります。

今回認定を受けた企業に対しては、下記のとおり「プラチナくるみん認定・えるぼし認定通知書交付式」を行います。

- プラチナくるみん認定企業は、次世代育成支援対策推進法に基づき、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合に、優良な「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定した企業です。
- えるぼし認定企業は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業であると厚生労働大臣が認定した企業です。



特例認定マーク
(愛称：プラチナくるみん)



えるぼしマーク
(星の数が認定段階《1～3段階》を表します。)

えるぼし認定の段階 (※)

○5つの評価項目のすべてを満たす場合：3段階目

○5つの評価項目のうち3～4つを満たす場合：2段階目

○5つの評価項目のうち1～2つを満たす場合：1段階目

プラチナくるみん認定・えるぼし認定通知書交付式

日 時：令和元年 7月 22日 (月) 10:15～

会 場：新潟労働局 会議室

(新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館2階)

<参考資料>

- No. 1 株式会社北越銀行の次世代育成支援対策推進法のための取組概要
- No. 2 プラチナくるみん認定基準
- No. 3 くるみん認定企業一覧
- No. 4 株式会社北越銀行の女性活躍推進のための取組概要
- No. 5 女性活躍推進法に基づく制度の概要
- No. 6 えるぼし認定企業一覧

株式会社 北越銀行

子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん」マークを取得—

新潟県内第5号！！

株式会社 北越銀行

所在地：長岡市
事業内容：金融業
労働者数：約2,000人



●行動計画

- 1 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日
- 2 行動計画の内容
 - ① 男性の育児参加を促進する
 - ・配偶者出産休暇を新設する。
 - ② 女性の活躍の場を広げる
 - ・従業員に対し、育児に関する諸制度を周知する。
 - ・研修制度を拡充し、職域を広げる。
 - ③ 年次有給休暇の取得促進
 - ・休暇制度を見直し、制度の新設・拡充を検討する。
 - ④ 計画期間を通して、時間外勤務を削減するための施策に継続的に取り組む
 - ・特別運動の継続実施の他、本部ニュース等により、周知・啓蒙を図る。

●行動計画の取組内容

- ① 平成28年4月1日に「配偶者出産休暇」を新設した。
- ② 通達において、育児に関する諸制度一覧を掲示し、就業継続をサポートする仕組みの周知を図った。
また、女性担当者が少ない融資分野において「女性のための融資研修」を実施した結果、融資業務を行う女性行員が増加している。
- ③ 平成28年4月1日に「健康管理休暇」を新設した。
- ④ 計画期間を通して、「ワークライフバランス推進運動」を継続実施した結果、行員一人あたりの平均総労働時間数が削減した。

プラチナくるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が13%以上であること。
または男性労働者のうち育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて30%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
 <労働者が300人以下の企業の特例>
 上記5. を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。
 ①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
 ②計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。
 ③計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が13%以上である。
 ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいる。
6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。
 <労働者が300人以下の企業の特例>
 上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 次の①と②のいずれも満たしていること。
 ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満。
 ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③をすべて実施しており、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。
 ① 所定外労働の削減のための措置
 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 ③その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。
 (1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が90%以上であること。
 (2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が55%以上であること。
 <労働者が300人以下の企業の特例>
 上記10. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算しときに、上記の(1)が90%以上または(2)が55%以上であれば、基準を満たします。
11. 育児休業等をし、または育児休業を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。
12. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

これまでの認定企業一覧 (令和元年6月17日現在)

○ プラチナくるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2015年
2	株式会社 市民調剤薬局	新潟市	2016年
3	株式会社 博進堂	新潟市	2016年
4	株式会社 第四銀行	新潟市	2018年
5	株式会社 北越銀行	長岡市	2019年

○ くるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2007年、2010年、2013年
2	株式会社第一印刷所	新潟市	2008年、2013年
3	株式会社第四銀行	新潟市	2008年、2012年
4	株式会社博進堂	新潟市	2008年、2012年、2013年
5	株式会社大光銀行	長岡市	2010年、2015年
6	株式会社ジェイマックスソフト	長岡市	2010年
7	株式会社北越銀行	長岡市	2010年、2015年
8	国立大学法人新潟大学	新潟市	2011年
9	株式会社リポーン	上越市	2012年、2014年
10	星野電気株式会社	新潟市	2013年
11	新潟電子工業株式会社	新潟市	2013年、2017年
12	株式会社コロナ	三条市	2013年、2017年
13	株式会社キタック	新潟市	2013年
14	株式会社富士通新潟システムズ	新潟市	2013年、2017年
15	株式会社ナルス	上越市	2013年
16	愛宕商事株式会社	新潟市	2013年
17	株式会社市民調剤薬局	新潟市	2013年
18	協栄信用組合	燕市	2013年
19	旭カーボン株式会社	新潟市	2014年
20	新潟県信用農業協同組合連合会	新潟市	2014年、2017年
21	医療法人恵生会	新潟市	2014年、2019年
22	昭栄印刷株式会社	新発田市	2014年、2016年
23	株式会社メビウス	新潟市	2014年
24	株式会社オスポック	十日町市	2015年
25	医療法人愛広会	新潟市	2015年
26	西蒲原土地改良区	新潟市	2015年
27	株式会社ソリマチ技研	長岡市	2016年
28	株式会社マルサン	新潟市	2016年
29	株式会社エム・エスオフィス	長岡市	2016年
30	株式会社弘新機工	新発田市	2016年、2019年
31	株式会社ブルボン	柏崎市	2017年
32	株式会社原信	長岡市	2017年
33	学校法人新潟総合学院	新潟市	2017年

34	株式会社本間組	新潟市	2017年
35	株式会社ザ・ミンツ	新潟市	2017年
36	亀田製菓株式会社	新潟市	2018年
37	公益財団法人 新潟市開発公社	新潟市	2018年
38	株式会社サカタ製作所	長岡市	2018年
39	帝石パイプライン株式会社	柏崎市	2018年
40	富士ゼロックス新潟株式会社	新潟市	2018年
41	藤田金属株式会社	新潟市	2018年
42	株式会社アクアシガータ	新潟市	2018年
43	医療法人社団 晴和会	新潟市	2018年
44	株式会社きものブレイン	十日町市	2019年

(注) 公表を希望しない企業を除いています。

株式会社 北越銀行(新潟県長岡市)

- 代表者 取締役頭取 佐藤 勝弥
- 事業内容 金融業、保険業
- 労働者数 2, 015人 (男性958人、女性1, 057人)



認定企業における女性の活躍推進のための取組の概要は次のとおりです。

(認定取得時点)

1. 職員の採用において、女性の競争倍率は男性の競争倍率と同程度で男女とも採用が進んでいます。(総合職 女性9.72倍、男性9.74倍)
2. 職員の継続就業状況について、男女とも平均勤続勤務年数に大きな差はなく、働き続けやすい職場になっています。(総合職 女性15.67年、男性18.58年)
3. 直近の事業年度において、正職員の各月の時間外・休日労働の時間数の合計が、平均16.1時間と、仕事と家庭が両立しやすい職場になっています。
4. 管理職(課長級以上)に占める女性の割合が17.3%と、産業平均値の10.5%を上回り、女性の登用が進んでいます。
5. 直近の3事業年度において、女性の非正規職員から正職員への転換実績が10人、キャリアアップに資する雇用管理区分間の転換が35人、再雇用者2人と多様なキャリアコースが実施されています。

<事業主からのコメント>



当行では、今後も自律的な能力開発やチャレンジへの支援と職員一人ひとりがライフスタイルに応じて安心して働き、成長の喜びを感じることができる職場環境づくりを積極的に進めてまいります。

女性の活躍推進におきましても、女性が能力を最大限発揮し、より多くの分野で活躍できるよう、仕事と家庭の両立支援、役職者への登用を積極的に進め、引き続き働きがいのある職場を目指します。

女性活躍推進法に基づく認定制度の概要




◆ 女性活躍推進法に基づく「認定」は、認定基準を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができる。

◆ 認定基準

「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの評価項目のうち、基準を満たす項目数に応じて、1つ又は2つ満たせば認定段階1、3つ又は4つ満たせば認定段階2、全て満たせば認定段階3となる。

満たさない項目は2年以上の改善実績が必要である。認定の段階に応じ、認定マークの星の数が異なる。

認定の段階

<p>認定段階 1</p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次ページに掲げる5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。 ● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。
<p>認定段階 2</p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次ページに掲げる5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。 ● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。
<p>認定段階 3</p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次ページに掲げる5つの基準の全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。

※ 法施行前からの実績の推移を含めることが可能

- ★ 次ページに掲げる基準以外のその他の基準は以下の3つです。
 - 事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
 - 定めた一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。
 - 女性活躍推進法及び同法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。

※ 厚生労働省のウェブサイトとは、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」 <http://www.positive-ryouritsu.jp/index.html>

認定基準(女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準)

◆ 下線部は株式会社北越銀行 様が、満たした基準です。

評価項目	基準値(実績値)
① 採用	<p>男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度(※)であること</p> <p>(※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率(女性の応募者数÷女性の採用者数)」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率(男性の応募者数÷男性の採用者数)」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと)</p>
② 継続就業	<p>i) <u>女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数</u>が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること</p> <p>又は</p> <p>ii) 「10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者(新規学卒者として採用された者に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合」÷「10 事業年度前及びその前後に採用された男性労働者(新規学卒者として採用された者に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること</p>
③ 労働時間等の働き方	<p><u>雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること</u></p>
④ 管理職比率	<p>i) <u>管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値(金融業 10.5%)以上であること (※産業大分類を基本に、過去3年間の平均値を毎年改訂)</u></p> <p>又は</p> <p>ii) 直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること</p>
⑤ 多様なキャリアコース	<p>直近の3事業年度に、以下について大企業(※常時雇用する労働者の数が301人以上の企業)については2項目以上(非正規雇用労働者がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業(※常時雇用する労働者の数が300人以下の企業)については1項目以上の実績を有すること</p> <p>A <u>女性の非正規雇用労働者から正社員への転換</u></p> <p>B <u>女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換</u></p> <p>C <u>過去に在籍した女性の正社員としての再雇用</u></p> <p>D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>

注) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差支えないこと(雇用形態が異なる場合を除く。)

えるぼし認定企業一覧

令和元年6月30日現在
新潟労働局雇用環境・均等室

1 一般事業主行動計画の策定届出状況

(社)

	301人以上企業	300人以下企業	計
対象企業数	272		
届出企業数	266	47	313
届出率	97.8%		

2 基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）状況

(社)

	301人以上企業	300人以下企業	計
認定数	9	2	11
第1段階（1つ星）	0	0	0
第2段階（2つ星）	3	0	3
第3段階（3つ星）	6	2	8

3 新潟労働局内のえるぼし認定企業

企業名	所在地	認定段階	認定年月	
株式会社 エム・エスオフィス	長岡市	 第3段階	2017年6月	
社会福祉法人 桜井の里福祉会	西蒲原郡 弥彦村		2017年7月	
株式会社 日本フードリンク	新潟市		2017年8月	
社会福祉法人 見附福祉会	見附市		2017年11月	
株式会社 ソリマチ技研	長岡市		2017年11月	
医療法人社団 しただ	三条市		2018年2月	
株式会社 第四銀行	新潟市		2018年7月	
株式会社 北越銀行	長岡市		2019年6月	
社会福祉法人 愛宕福祉会	新潟市		 第2段階	2017年2月
亀田製菓 株式会社	新潟市			2017年6月
株式会社 第四銀行	新潟市	2017年7月		

* 認定企業のうち、公表することに了解を得た企業名および市町村名を掲載しています。